

令和5年3月23日

宗像市議会  
議長 神谷 建一 様

建設産業常任委員会  
委員長 北崎 正則

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第15号議案 宗像市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

屋外広告物を原因とする事故防止策強化のため、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 近年、全国的に増加している屋外広告物による落下事故等に対応するため、国が屋外広告物条例ガイドラインを改正したことを受け、条例を改正するものである。
- 2 主な改正内容
  - (1) 屋外広告物の管理義務について明確化するため、所有者、占有者にも屋外広告物の補修や除去等の管理責務があることを明記する。
  - (2) 点検の責務について明確化するため、新たに条文を追加し、屋外広告物の表示者等は、専門的な知識を持つ者に点検をさせなければならないこと、また、許可の更新等の申請の際は、点検結果を市に提出することを明記する。
  - (3) これまで設置不要であった簡易広告物についても、屋外広告物管理者を置かなければならないこととする。
- 3 条例改正の周知・啓発については、市広報紙や対象者への通知、手引きの改正等により行う。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第16号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

屋外広告物の許可等の申請に係る手数料の徴収方法を変更するため、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

屋外広告物許可等申請手数料について、納付者の利便性向上及び業務効率化のため、証紙から納付書による納付に変更する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 17 号議案 市道路線の認定について**

道路法の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

日の里五丁目 2 3 号線、日の里五丁目 2 4 号線、田熊 7 1 号線、須恵 9 0 号線、須恵 9 1 号線、須恵 9 2 号線、大井 4 1 号線、東町 3 号線の 8 路線については、宅地開発や造成に伴い、整備された道路を引き取り、市道路線として認定する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 18 号議案 市道路線の変更について**

道路法の規定に基づき、市道路線の変更について、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

灰川給墓ノ尾線、灰川給藤田線の 2 路線については、山田川の堤防改修工事に伴い、道路の一部が堤防敷となったため、灰川給墓ノ尾線の終点及び灰川給藤田線の起点を変更する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 19 号議案 市道路線の廃止について**

道路法の規定に基づき、市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

小原 2 号線については、道路を含む区域において一体的に農地改良が行われるため、廃止する。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 20 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

地島辺地及び大島辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進に関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、令和 4 年 3 月に策定しており、対象事業は、ハード事業のみで起債対象の 100%に辺地対策事業債が充当でき、借入額の 80%が後年度に交付税算定の基礎に算入される。
- 2 地島地区では、変更事業として、地島漁港加工施設整備事業、地島漁港渡船巻揚施設整備事業、地島漁港製氷施設整備事業、漁港維持管理事業の 4 事業について、建設物価の高騰等により事業費等を変更する。
- 3 大島地区では、新規事業として、大島学園長寿命化改良事業、ターミナル改修事業の 2 事業を追加し、変更事業として、大島漁港漁村センター整備事業、島内道路整備事業、大島診療所運営事業、大島学園ランチルーム改修事業、へき地保育所改修事業の 5 事業について、建設物価の高騰による事業費の変更や事業内容の追加等を行う。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 21 号議案 宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）の変更について

本市における過疎地域の持続的発展に関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）の変更について、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）は、令和 3 年 9 月に策定しており、対象事業は、ハード事業、ソフト事業ともに起債対象の 100%に過疎対策事業債が充当でき、借入額の 70%が後年度に交付税算定の基礎に算入される。
- 2 新規事業として、大島学園長寿命化改良事業、ターミナル改修事業など 3 事業を追加し、変更事業として、大島漁港漁村センター整備事業、島内道路整備事業、大島診療所運営事業、大島学園ランチルーム改修事業、へき地保育所改修事業の 5 事業について、建設物価の高騰による事業費の変更や事業内容の追加等を行う。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。